

令和6年 第2回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年2月22日(木) 午前9時30分～午前10時37分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
議案第145号 農地法第3条による許可申請の件(1件)
議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
議案第147号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第2回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、2番〇〇委員、3番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第145号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,029 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 18,987 m²

坪単価 4,200 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、平成30年頃から〇〇に居住しており、米や柑橘を栽培しています。申請地は、現在水田として利用されていますが、許可取得後は少し土を入れ柑橘を耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

現在住所が〇〇となっておりますが、今後は〇〇へ定住するのでしょうか。

〇〇〇委員

〇〇で住宅を建築する予定が諸事情により頓挫しておりますが、今後も〇

○で農業をしていくとのことでした。

○○○委員

譲受人は○○で農地を所有しているのでしょうか。

○○○委員

所有農地はありませんが、利用権を設定して農地を借りています。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第146号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積262㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

所有権移転

農地区分 甲種農地

当案件は、令和5年12月の総会で審議し、異議なしで採決いただいた案件ですが、その後、事務手続きを進めていく中での県とのやり取りにより、都市計画法に抵触することが分かりました。法令に抵触することが判明し、今後不

許可となることが明らかである状況で農業委員会が許可相当であるとの意見を出すのは行政の対応として好ましくないため、本日再審議をさせていただきます。申請の内容を説明します。本案件は、譲受人が経営する事業所の社用車や近隣住民の車を置く貸露天駐車場へ転用したいということで申請があったものです。都市計画法に抵触するとされる理由を説明します。申請地へ進入するためには北側の〇〇の住宅敷地を通る必要がありますが、この住宅は、過去、分家住宅として開発許可を受けております。分家住宅として開発許可を受けた土地は、開発許可を受けた者またはその配偶者もしくは直系の親族しか使用できないため、第三者が利用する貸露天駐車場の進入路として使用することは都市計画法に抵触してしまいます。よって、農地法第5条第2項第3号に規定される「申請にかかる農地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合」に該当するため、不許可相当であるという意見を県へ提出したいと思っております。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員から補足で説明はありますか。

〇〇〇委員

ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

〇〇〇委員

事務局で受付をした際には問題なかったものの、その後、県の方から指摘があったということでしょうか。

○事務局

受け付けた段階では都市計画法の認識不足により不許可相当であるということは分からなかったのですが、県へ申請書を提出し、確認を受ける中で都市計画法に抵触するということが分かりました。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、不許可相当として県へ意見を進達することに異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続きまして、議案第147号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局
設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年9か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,554 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年3か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 863 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年2か月
貸手 1名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,107 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年2か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋
借手 1名
利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,107 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

令和7年4月以降、全て農地中間管理機構を通じた貸し借りになると思いますが、それ以降も議案書もこのような形で一件ずつ詳細を記載するのでしょうか。

○事務局

件数が非常に多くなることが予想されるため、議案書の記載方法については今後検討します。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第147号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。